

2021(令和3)年度 定期監査(本庁・支所等)結果に基づく措置状況等の報告(個別事項)

1. 監査の種類 地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査
2. 監査対象年度 2021(令和3)年度
3. 監査結果報告 2022(令和4)年2月16日

所属等	定期監査結果(指摘事項)	措置状況等
文化交流課	偲翁舎について、使用目的の見直し等を検討され、有効活用に努められたい。	【検討中】 報告日：令和4年10月24日 偲翁舎の利用促進に向けた情報発信については、コロナ禍であることから控えましたが、上野公園内にある施設としてのあり方について検討を始めました。
住宅課	修繕工事について、工事の緊急性等を精査するとともに、可能なものは一括発注とするよう努められたい。	【措置済】 措置日：令和4年4月1日 住宅ということもあり緊急性の高い修繕が大半であるが、近隣同種工事で可能なものは一括発注を行っている。
	工事完了写真について、修繕日時や修繕箇所が明らかとなるものを提出するよう指導されたい。	【措置済】 措置日：令和4年4月1日 修繕日時や修繕箇所が明らかとなる工事写真の提出を指導している。
	駐車場管理業務の監査において、詳細の分かる決算資料を提出させ、適正な会計処理が行われているか把握されたい。	【措置済】 措置日：令和4年4月1日 令和3年度は2回、同和課と住宅課の職員4名で、会計帳簿と口座預金通帳、領収書、駐車場料金の収納状況について確認を行った。令和4年度は、目的外使用料の見直しを行い、駐車場の契約台数より使用料を算出することとした。四半期毎に駐車場の契約台数の確認を行っている。